

平成20年7月25日

厚生年金基金 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

「岩手県沿岸北部を震源とする地震に伴う厚生年金基金及び国民年金基金の事務処理に関する指導等について（平成20年7月25日付年企発第0725001号）」（写）の送付について

今般、岩手県沿岸北部を震源とする地震にかかる事務処理の取扱等について、同封の通知（写）のとおり各厚生（支）局長あて通知しましたのでご承知おき下さい。





年企発第0725001号  
平成20年7月25日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長  
( 公 印 省 略 )

岩手県沿岸北部を震源とする地震に伴う厚生年金基金及び  
国民年金基金の事務処理に関する指導等について

岩手県沿岸北部を震源とする地震に伴う被災被保険者を加入員等とする厚生年金基金（以下「厚年基金」という。）及び国民年金基金（以下「国年基金」という。）の事務処理に関しては、次の事項に留意し貴管下の基金の指導等に特段の御配慮を賜りたい。

## 第1 厚年基金関係

### 1 年金給付関係（支払通知書等の再交付）について

被災のため、支払通知書等を亡失等により受給権者が再交付申請をしてきたときは速やかに再交付するよう指導されたいこと。

### 2 掛金等の取扱いについて

#### (1) 掛金等の納付猶予について

被災した厚年基金の設立事業所等（以下「被災事業所」という。）については、平成20年6月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとされているので周知するとともに適切に処理するよう指導されたいこと。（別添参照）

#### (2) その他

掛金等の納付猶予を行う場合には、口座振替を実施している被災事業所については、口座振替を実施せず自主納付の取扱いとするよう指導されたいこと。

## 第2 国年基金関係

### 掛金等の取扱いについて

#### (1) 掛金等の納付猶予について

被災した加入員については、平成20年6月分以降の掛金等について、必要に応じて納付猶予ができることとされているので周知するとともに適切に処理するよう指導されたいこと。（別添参照）

(2) 再加入員の取扱いについて

- ① 被災した加入員であった者であつて、災害に伴う国民年金保険料の免除等を受けた者が、国民年金保険料の免除等が終了した月の翌月 1 日から 1 年以内に再加入の申し出を行った場合については、国年基金の掛金は従前の額として取り扱うことができるよう規約の変更等、所要の措置を講ずるよう指導されたいこと。
- ② ①により再加入の申し出があつた場合は国民年金保険料免除申請承認通知書等により、国民年金保険料の免除等の対象者であることを確認するよう指導されたいこと。

第 3 その他

1 周知について

厚年基金及び国年基金は、今般の取扱いについて加入員等に十分周知するよう指導されたいこと。

2 地震災害に対する協力依頼関係について

被災者の収容等が可能な岩手県内等の保養施設等を保有している厚生年金基金に対し、被災者救済のための協力をお願いされたいこと。

別添

事業主(国民年金基金加入員)様

〇〇厚生(国民)年金基金

### 掛金等の納付猶予についてのお知らせ

このたびの岩手県沿岸北部を震源とする地震において、被害にあわれた皆様方には慎んで心よりお見舞い申し上げます。

当厚生(国民)年金基金では、今回の地震で被災した貴事業所(加入員)の掛金等につきまして、支払が困難な場合、「災害のやんだ日」として基金が定める日から2ヶ月以内に納付猶予の申請がなされた場合には、被災状況等を勘案のうえ、納(付)期限から1年以内の間で掛金等の納付を猶予いたしますので、利用される方は当厚生(国民)年金基金まで御連絡ください。

お問い合わせ先

〇〇厚生(国民)年金基金

担当者:〇〇〇

TEL:(〇〇〇)〇〇-〇〇〇〇